

令和 7 年度  
事業承継推進事業  
後継者育成塾  
運営支援業務受託者

公募要領

令和 7 年 5 月

【問い合わせ先】

〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター4 階  
公益財団法人沖縄県産業振興公社 経営支援部 事業支援課 事業承継推進事業事務局  
TEL : 098-859-6236 FAX : 098-859-6233  
E-mail : shoukei@okinawa-ric.or.jp

# 公 募 要 領

公益財団法人沖縄県産業振興公社(以下「公社」という。)では、沖縄県内の中小企業者の事業の継続と雇用の維持、技術を継承し、事業承継を促進するために、「令和7年度事業承継推進事業(以下「当事業」という。)」を実施しています。

今回、当事業において、県内の中小企業等の後継候補者(後継者)を対象に、経営者として必要な幅広い知識やコミュニケーション能力の向上等に資する、「後継者育成塾」を実施します。

同塾の開催にあたり、当事業の「後継者育成塾」運営支援業務の受託者を公募致します。業務受託を希望される方は、次の要領に従って応募書類を提出して下さい。

## 1 事業目的

公社事業承継推進事業事務局(以下「事務局」という。)では、承継候補者及び承継済みの後継者等を対象に、経営者として必要な知識の習得やコミュニケーション能力の向上にかかる研修に加え、将来の事業拡大等に向けた受講者間の交流機会を創出する「後継者育成塾」を開催し、県内中小企業の事業承継を促進することを目的とします。

## 2 業務概要

### (1) 契約名

「令和7年度 事業承継推進事業 後継者育成塾」運営支援業務委託

### (2) 委託業務の期間

契約締結の日から令和8年3月上旬迄

(後継者育成塾の開催計画に合わせて調整の上、決定する。)

### (3) 業務内容

#### ①開催条件

- ・沖縄県内の事業承継に取り組む中小企業者の後継者に対し、育成塾を開催する。
- ・実施予定期間：令和7年8月～令和8年2月
- ・実施場所：沖縄県本島、宮古、石垣のそれぞれで実施すること
- ・実施回数：本島内会場は1クール11回以内の範囲で実施すること  
　　宮古・石垣はそれぞれ3回以内とする
- ・定員：本島内会場は20名程度とする  
　　宮古・石垣会場はそれぞれ5名～10名程度とする

#### ②講義内容

- ・後継者育成塾の講義内容(カリキュラム等)の企画・運営
- ・講師による講義
- ・テキストや講義資料の作成等

#### ③事務局と受託事業者との役割について

##### ・事務局

受講者の公募・選定、会場予約・設営、講義の企画・運営の支援、受講終了証の発行

#### ・受託事業者

講義の企画・運営・管理、テキスト・講義資料作成、講師の派遣、講義の進行・運営、宿題のとりまとめ、アンケート及び宿題の配布・回収、質問に対する回答、業務完了報告書の作成 等

※事務局による講義の運営支援は、会場設営、受付業務等とします。

#### (4) 予算額

8, 000, 000円以内 (消費税及び地方消費税を含む)

#### ※注意事項

- ① 受講者の募集及び周知業務は本件業務委託の範囲外であり、積算見積書から除外すること。
- ② その他、後継者育成塾実施により発生する業務については、事務局と受託事業者で調整の上、対応する。

### 3 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (2) 本事業の主旨に沿った事業内容を企画し、運営する能力を有すること。
- (3) 業務の進捗状況や内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有する者であること。
- (4) 1 提案者につき、提案は1件であること。

### 4 応募の手続き

#### (1) 応募期間

令和7年5月13日(火)から令和7年5月28日(水) 17時まで

※受付時間 9:00～17:00 月～金 (祝日除く)

※郵送でも上記応募日時必着なります。

#### (2) 公募要領・応募書類提出に係る質問及び回答について

下記の申請書「提出先」へ直接電話にてお問い合わせください。

担当者から口頭にて回答いたします。

#### (3) 応募書類等の提出

応募書類等の提出は、次により持参又は郵送（簡易書留）により提出して下さい。なお、郵送の場合は提出期限内に到着すること。

- ① 提出期限 令和7年5月28日(水) 17時まで ※期限厳守
- ② 提出先 公益財団法人沖縄県産業振興公社 経営支援部 事業支援課  
事業承継推進事業事務局 担当：普天間  
〒901-0152 那覇市小禄1831番地1(沖縄産業支援センター4階)  
電話番号 098-859-6236 FAX番号 098-859-6233

## 5 提出書類及び必要部数等

以下の提出資料を1部原本、6部複写で提出する。

- (1) 後継者育成塾 企画提案書 (A4版縦、様式任意)
- (2) 過去の後継者塾の開催実績、事業成果
- (3) 後継者育成塾実施スケジュール
- (4) 見積書
- (5) 直近3か年の決算書 (貸借対照表、損益計算書、販売管理費の内訳)
- (6) 提案者の企業概要パンフレット等

## 6 受託事業者の選定

### (1) 選定の方法

- ①事務局内に設置する選定委員会において、提案内容を審査し、受託事業者を決定する。
- ②提案内容の審査は、提出された書類に基づく書類審査を行う。
- ③選定委員会は非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。

### (2) 主な評価項目

- ①提案内容 (後継者塾の実施内容等)
- ②業務の実施体制 (実現性、人員配置等) の実績と事業成果 (受講者の円滑な事業承継に繋がっているか等)

## 7 委託契約について

委託契約については、予算や諸事情により変更することがある。

## 8 事業実施期間

契約締結日～令和8年3月初旬 (予定)

## 9 その他留意事項

- (1) 書類作成等に要する費用は、応募者の負担とし提出書類は返却しないものとする。
- (2) 提出書類、審査内容、審査経過については公表しない。
- (3) 受託事業者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価・決定するため、事業主旨に合致しない事項については、事務局と受託事業者間で調整のうえ、実施することとする。よって、企画提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (4) 契約手続きに関する費用は、受託する事業者の負担とする。
- (5) 受託事業者として選定された事業者は、必要に応じて事務局と調整しながら事業実施すること。

## 10 業務完了報告書の提出について

本委託業務については、業務完了後に業務完了報告書の提出を必須とします。

後継者塾を実施した回数毎に講義内容や、画像等を掲載して、講義実績を明確に記載してください。

### ■お問い合わせ

〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター4階

公益財団法人沖縄県産業振興公社 経営支援部 事業支援課 事業承継推進事業事務局

TEL : 098-859-6236 FAX : 098-859-6233 E-mail : shoukei@okinawa-ric.or.jp